

(目的)

第1条 この規程は、立正大学における個人情報の取扱いを適正かつ円滑にすすめるために、「立正大学個人情報の保護に関する規程」第4条に基づき、立正大学個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する規程等の整備に関する事項
- (2) 個人情報の収集、管理、利用、開示又は訂正に関する事項
- (3) 個人情報の取扱いに関する不服申し立てに関する事項
- (4) 個人情報の管理者に対する指導・助言に関する事項
- (5) 個人情報保護に関する広報・啓発に関する事項
- (6) その他、個人情報保護に関する重要事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（総務担当）
- (2) 学部長の中から2名
- (3) 総務部長
- (4) 学事担当部長より1名
- (5) 学生部長又は次長より1名
- (6) 入試センター部長
- (7) キャリアサポートセンター部長
- (8) 情報メディアセンター部長
- (9) 熊谷総務部長

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は、その在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、副学長（総務担当）をもってあて、副委員長は、委員の互選により選出する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務)

第7条 委員会の所管部署は、総務部総務課とする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、本委員会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。